
プロジェクト	後発事象に関する会計基準の開発
項目	適用時期等の検討

本資料の目的

1. 本資料は、現在審議を行っている後発事象に関する会計基準等（以下「本会計基準等」という。）の適用時期等について検討を行うことを目的としている。

適用時期等に関する公開草案の提案

2. 企業会計基準公開草案第 87 号「後発事象に関する会計基準（案）」（以下「本公開草案」という。）においては、適用時期について、公表から概ね 1 年程度経過後最初に到来する 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとし、早期適用の定めは設けないこととする提案を行った。
3. また、遡及適用を行わないこととする経過措置を設け、本会計基準等を公表から概ね 1 年程度経過後最初に到来する 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から将来にわたって適用することを提案した。

公開草案に対して寄せられたコメント

4. 本公開草案では、前 2 項の適用時期等に関する提案について個別の質問項目（質問 5）としてコメントを募集した。これに対して、適用時期等に関して本公開草案の提案の方向性を支持する複数のコメントが寄せられた一方で、特例的な取扱いの見直し後に会計基準を適用すべきであるとして本公開草案の提案の方向性を支持しないコメントも寄せられた。
5. 本会計基準等を公表するにあたって特例的な取扱いを見直すかどうかについては、2025 年 11 月 4 日開催の第 563 回企業会計基準委員会において、会計監査人設置会社における確認日後に生じた修正後発事象の取扱いに対するコメントへの対応として審議を行った結果、一体開示の検討が進められている間においては、その検討の状況を注視し、今後、情勢を見定めた上で、当委員会ではどのように対応を図るかの判断を行う方向となった。

事務局の提案

- 適用時期については、公表から概ね1年程度経過後最初に到来する4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する本公開草案の提案に大きな異論は聞かれていないこと及び現状の審議状況を踏まえ、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することが考えられる。また、早期適用についても本公開草案の提案どおり、特段の定めを設けないことが考えられる。

また、経過措置については特段コメントが寄せられておらず、本公開草案の提案どおり、遡及適用を行わないこととする経過措置を設けることが考えられる。

ディスカッション・ポイント

前項の適用時期等に関する事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上